

平成30年度「がん検診啓発まんが」等制作業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

県民のがん検診の受診を促進するため、県民にわかりやすく検診の大切さを伝え、検診を受診するインセンティブとなる内容で、市町村の個別受診勧奨等で活用するための啓発まんが及びがん検診を安心して受診してもらうために、がんと診断されても相談支援を受けることができる制度の周知を目的とした啓発まんがを作成する。

2 委託内容

(1) 委託業務名

平成30年度「がん検診啓発まんが」等制作業務委託

(2) 業務の概要

別紙『「がん検診啓発まんが」等制作業務委託仕様書』に基づき、まんがの企画・制作を行う。

(3) 委託金額上限（消費税額及び地方消費税額を含む。）

金555,000円

(4) 委託期間

委託契約締結日から平成31年3月28日まで

3 委託手続

委託に係る手続等は、次のとおりとする。

(1) 選定方法

- ① 企画書提案書等により審査を行うプロポーザル方式とし、審査は評価内容を得点化し、各審査員の得点を合計した総合得点が最も高い提案をした事業者を委託先候補者として選定する。
- ② 総合得点が同点の場合は、見積額を参考に審査員で協議の上、委託先候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者の場合は、審査を行った上で、採用の可否を協議する。

(2) 参加資格等

① 参加の資格

以下の全てを満たす者とする。

- ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第3条に定める入札参加資格を満たす者で、業務種目 大分類「10企画・広告・手配」小分類「3デザイン企画制作・写真撮影」に該当する者

イ 和歌山県内に本店を有する者

② 参加の制限

以下の事項に該当するものは失格となる。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

イ 和歌山県税（同県税が課税されていない事業者で、県外に主たる事務所、又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）、法人税、消費税及び地方消費税の全て、あるいは一部を滞納している者

ウ 会社更生法の規定、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

エ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条例第1号の暴力団若しくは同条例第2号の暴力団員等と密接な関係又は禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者

オ 和歌山県が行う一般競争入札等に関する参加を停止されている者

(3) 事前説明会

プロポーザル参加希望事業者向けに説明会を開催するので参加申込書を提出すること。

なお、当該説明会に出席しない者はプロポーザルに参加できません。

① 申込書類

プロポーザル（事前説明会）参加申込書（様式1）・・・・・・1部

※ 様式1別紙の会社概要書又は会社概要が記載されたパンフレット等を1部添付してください。

② 申込期限

平成30年11月6日（火） 17時45分まで（必着）

③ 申込方法

持参（受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時45分まで）
又は郵送

④ 申込先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課（和歌山県庁本館1階）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

⑤ 開催日時

平成30年11月7日（水） 14時～15時

⑥ 開催場所

会議室6-A（県庁東館6階）

⑦ 内容

委託業務内容及びプロポーザル実施要領の説明

(4) 企画提案書等

① 提出書類

ア 応募申請書（様式2）・・・・・・・・1部

イ 会社概要及び類似事業受注実績書（様式3）・・・・・・・・6部

- ・ 会社概要については、会社案内、パンフレット等があれば6部添付してください。
- ・ 類似事業受注実績には、過去5年以内の実績（今回の業務と類似の事業の実績等で、契約相手方は公官署のみではなく民間の実績も含む。）を記載し、可能であれば成果品を6部添付してください。
- ・ なお、類似事業受注実績は、企画提案書等と併せて審査の資料とします。

ウ 企画提案書（様式自由）・・・・・・・・6部

仕様書で指定する内容を網羅し、「がん検診啓発まんが」等について以下の事項を提案すること。

- まんがにおけるキャラクターのサンプル画（複数種の提案可）
- まんがの構成サンプル（コマ割り等がわかるもの。複数種の提案可）
- まんがのタイトル（デザインサンプルを含む）
- まんがのストーリー（セリフのみでなく、シチュエーション等の説明を含むこと）
- まんが制作における実施体制
- まんが制作スケジュール

ただし、i、ii及びiiiのデザインサンプルについては、既に自社で制作した成果物をもって提案しても差し支えない。

エ 見積書・・・・・・・・1部

見積書には、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

また、消費税及び地方消費税を含む金額とし、委託金額上限を超えないこと。

なお、見積書のあて先は、「和歌山県知事」とする。

オ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

・・・・・・・・1部

② 提出期限

平成30年11月20日（火） 17時45分まで（必着）

③ 提出方法

持参（受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時45分まで）
又は郵送

④ 提出先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課（和歌山県庁本館1階）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

(5) 審査会

企画提案の審査に当たり、提案者全員を対象として、企画提案書を基にプレゼンテーションを約15分間及び質疑応答を約5分間実施することとする。詳細な日時等については後日連絡する。(プレゼンテーション及び質疑応答時間は、提案件数により変更する場合がある。)

なお、提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(6) 審査基準

企画提案内容(まんがにおけるキャラクターのサンプル画、まんがの構成サンプル、まんがのタイトル、まんがのストーリー、実施体制及びスケジュール)、業績実績等により、和歌山県が設定した審査基準に基づき和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が評価、採点する。

(7) 審査結果

選定後速やかに、採用・不採用にかかわらず、提案申請者に書面により通知するとともに、和歌山県ホームページにおいて公表する。

(8) 契約の締結

- ① 契約候補者と和歌山県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と和歌山県との協議により最終的に決定する。
- ② 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

4 プロポーザルに関する質疑応答

プロポーザルに関する質問は、次の方法により提出すること。

① 質問方法

質問票(様式4)によりファクシミリ又は電子メールで行うこと。

② 提出期限

平成30年11月8日(木) 17時45分まで(必着)

③ 提出先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

ファクシミリ: 073-428-2325

電子メール: e0412001@pref.wakayama.lg.jp

④ 回答

ファクシミリ又は電子メールにより回答する。

なお、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は、公

平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

5 スケジュール

平成30年11月 6日（火）	事前説明会参加申込書提出期限
平成30年11月 7日（水）	事前説明会
平成30年11月 8日（木）	質問票提出締切
平成30年11月20日（火）	企画提案書提出期限
平成30年11月28日（水）（予定）	審査会
平成30年11月下旬（予定）	審査結果の通知

6 企画提案に際しての留意事項

（1） 失格又は無効

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領に違反すると認められた場合
- ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

（2） 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

（3） 複数提案の禁止

提案者は、同一のテーマで複数の企画提案書の提出はできない。

（4） 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

（5） 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する費用等は、全て提案者の負担とする。

（6） その他

- ① 提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ② 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 その他

本委託事業の成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、和歌山県に帰属するものとする。

8 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

担当者 嶋田

TEL 073-441-2640（直通）

FAX 073-428-2325

メール e0412001@pref.wakayama.lg.jp